

介護保険事業所の皆様へ

マイナンバー制度導入に伴う介護保険各種申請時におけるご注意

平成28年1月よりマイナンバー制度が導入されることに伴い、当市における介護保険各種申請時における取扱い方法等が変更となりますのでご注意ください。

★共通の注意事項★

◎各種申請は原則として個人番号の記載が必要となりますが、申請者が自身の個人番号が分からずに申請書等への個人番号の記載が難しい場合には、保険者において記載して差し支えない取扱いとなっています。

従いまして、各種申請の際に、被保険者の個人番号が不明、または曖昧な場合は、市が確認・記入しますので、個人番号欄は空欄のままご提出いただくようお願いいたします。

◎申請書を提出代行する場合等には、マイナンバーを見たり確認したりしないように、各種書類等を封筒に入れる等の工夫をしていただくようお願いいたします。また、この場合、提出代行する者が利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできませんのでご注意ください。

◎被保険者等のマイナンバーは決して控えたり、保管したりすることのないようにしてください。違反をした場合、特定個人情報保護委員会の措置命令やそれに背いた場合の罰則の対象となる可能性もあります。

申請時の取扱い方法

マイナンバーの記載の有無、申請者氏名、提出に来た人によって取扱いが異なります。ここでは、介護保険事業所による代理申請あるいは提出代行を想定しているため、本人や家族が申請・提出する場合は別紙「介護保険被保険者・そのご家族の皆様へ マイナンバー制度導入に伴う介護保険各種申請時におけるご注意」をご参照ください。

★申請書等にマイナンバーの記載がないものを提出する場合

受付の際に番号確認及び身元確認の必要がなく、従来通りの申請と変わりません。



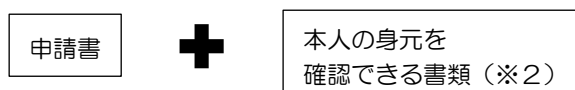
★申請書等に個人番号の記載があるものを提出する場合

本人の個人番号を確認できる書類（※1）を添付していただきます。

また、身元確認の書類（※2～4）は申請者欄の記載によって取扱いが異なります。

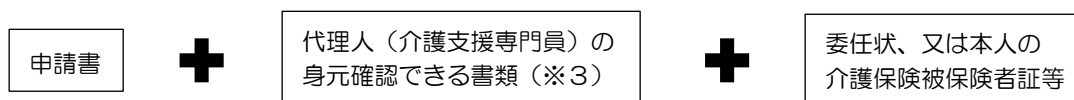
- 申請者欄が「本人」で、介護支援専門員等が提出する場合

以下の書類の提示を求めることとなります。



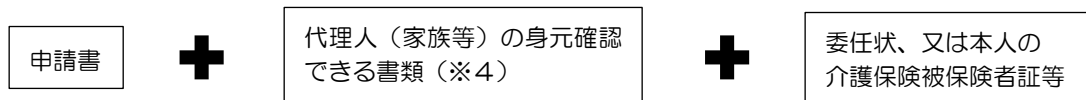
- 申請者欄が「代理人（介護支援専門員等）」で、介護支援専門員等が提出する場合

以下の書類の提示を求めることとなります。



- 申請者欄が「代理人（家族等）」で介護支援専門員等が提出する場合

以下の書類の提示を求めることとなります。



※1 本人の個人番号を確認できる書類

個人番号カードの写し、個人番号通知カードの写し

（ただし、これらの写しがない場合は保険者が番号を確認することで対応することが出来ます。）

※2 本人の身元を確認できる書類

① 官公庁発行の顔写真付きの身分証の写し

（例：運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、等）

② ①がない場合は本人を確認できる書類の写しを2種類以上

（例：介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、国民健康保険証、年金手帳、等）

※3 代理人（介護支援専門員等）の身元確認が出来る書類

居宅介護支援専門員証及び事業所の名札や社員証等

※4 代理人（家族等）の身元確認が出来る書類

官公庁発行の顔写真付きの身分証の写し、又は保険証等官公庁発行の証書の写し2種以上